

「六法」という名称の崩壊

成城大学法学部教授 成田 博

本来、「六法」とは、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の6つの「法典」を指す（「法律」と言わず、「法典」という表現を用いるのは、憲法は「法律」でないからである）。ただし、国語辞典をいくつか調べてみると、その並べ方は微妙に異なる。たとえば、『大辞林』は、上記のような並べ方をするが、『岩波国語辞典』では、「憲法、刑法、民法、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法」となっている（筆者は冒頭に掲げた並べ方が「正しい」と考える。もちろん、筆者なりの根拠もある）。

それでようやく本題であるが、最近は、「六法」という言葉の説明が難しくなってきたように思われる。その発端は、今にして思えば、民事執行法の成立にある。昭和54年、民事訴訟法中の「強制執行」の部分が独立して「民事執行法」となった。その後——いささか厳密でないかも知れないが——、「仮差押及ビ仮処分」の部分が切り離されて「民事保全法」ができた。平成8年、新たに民事訴訟法が制定されると同時に、「公示催告手続」と「仲裁」だけが残された格好になった「元々の」民事訴訟法は、その名称を「公示催告手続及ビ仲裁手続ニ関スル法律」と変え、さらに、平成15年、「仲裁法」の制定によって「公示催告手続ニ関スル法律」と改題、最終的に「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第152号）により、「非訟事件手続法」（旧法）に組み込まれ、平成17年4月1日、廃止された。こうして旧民事訴訟法は解体されたわけである。

同様のプロセスの途中にあるかと思われるのが商法である。これまでは商法の第2編が「会社」であったが、平成17年、これまた大雑把に言えば、これを独立させて「会社法」ができた。平成20年には「保険法」も独立した。そのため、現行商法は、「総則」、「商行為」、「海商」の僅か3編から成る（戦前の話をすれば、手形法、小切手法も商法の中にあった）。こうして、中核たる「会社」編の抜けてしまった商法典が、依然、六法のひとつとして挙げられるという状況が出現するに至った。

こうして見てくると、今となっては、民事訴訟法も商法も、「個別の法律の名称」というよりは、「分野の名称」であると考えたほうが理解しやすいが、そうすると今度は、行政法、労働法、知的財産法といった分野は重要でないのかという批判を受けることになる（「六法」という名称が作られた時代は、それらが同時に主要な法分野でもあったのだろう）。そういうわけで、「六法」という名称は、「法令集の別名」というよりほかに意味を持たないところまできてしまったように思うのである。

なお、ひとつ補足をするなら、筆者は上で「個別の法律の名称」と書いたが、挙げられるこの6つの法典は——「個別の法律の名称」であるとしても——果たして「固有名詞」なのかという疑問もありそうに思う。もしも「固有名詞」であるなら、「憲法」は「日本国憲法」と言い換えなければならないはずであるが、誰もそのように呼ばないところを見ると、ここでは、抽象的・理念的な「法典」が念頭に置かれているのではない（それなら、民事訴訟法、商法の分解は、理念的には逆方向に進んでいることになる）。これは、同時に、最初に挙げた『大辞林』が「六法」を「現行成文法中の六大法典」と解説するのは正確でない、という批判につながる。